

消費者トラブルで困ったときは 消費生活センターへ

【申し込み・問い合わせ先】

市民協働課 (☎ 42 - 9111 内線2612)

消費生活センターでは、「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」など、消費生活に関するトラブルについて相談を受け付け、解決のための助言やあっせん（交渉の手伝い）などを行っています。トラブル解決のためには、できるだけ早く消費生活センターに相談することが大切です。相談無料・秘密厳守ですので、安心して相談してください。

消費生活に関する出前講座を利用してください

消費生活センターでは、トラブル未然防止の観点から、最近の悪質商法の手口やよくある消費者トラブルの注意点などを伝える、出前講座を無料で実施しています。自治会・老人会など各種団体や職場での研修などで活用しませんか。



- ▶対象 市内在住・在勤（学）で10人以上の団体
- ▶費用 無料
- ▶申込方法 受講希望日の2週間前までに、上記へ

消費生活センター

- ▶開設日時 月・火・水・金曜日（祝日・年末年始を除く）
10：00～16：00（初回受付時のみ15：30まで）
- ▶場所 市役所分庁舎1階
- ▶問 桜井市消費生活センター（☎ 42 - 9111 内線 263）
開設日時以外の利用や緊急の相談は、消費者ホットライン 188 へ。

消費者啓発パネル展示

- ▶日時 5月7日(☎)～15日(☎)
- ▶場所 市役所1階地域交流センター



このような相談がありました

〇〇ペイで返金します

ネット通販で商品を購入したところ、販売業者から「欠品のため〇〇ペイで返金する」などと言われ、指示されたとおりに操作した。すると、「返金」のはずが、逆に相手に「送金」させられていたというトラブルが発生しています。



【事例】

欲しかったスニーカーをネットで見つけ、注文した。1週間後、「欠品のため返金する」とのメールが届いた。業者からの指示でLINEの友達登録後、ビデオ通話で指示通りに、〇〇ペイに数字を入力してしまった。相手から何度か「失敗している」と言われ、複数回操作した結果、10万円を送金していることがわかった。

【事例から学ぶポイント】

ネット通販の代金を銀行振込やクレジットカードで支払っているにもかかわらず、支払いに使っていない〇〇ペイで返金を行うのは、極めて不自然です。「〇〇ペイで返金する」と言われたら、詐欺を疑ってください。

【被害にあわないために】

ネット通販サイトを使うときは、次のような特徴のあるサイトに注意しましょう。

- サイト内の日本語表記がおかしい
- 価格が通常よりかなり安い
- 他の購入先では入手困難なのに、購入できる
- 振込先の銀行口座の名義が個人名
- キャンセル・返品・返金などのルールが記載されていない
- 事業者の名称・住所・電話番号が明確に表記されていない